

皆さんおはようございます。今定例会議もどうぞよろしくお願い致します。

まず、昨年度の2月定例会議の提出議案の一部の内容に誤りがありました件につきまして、ご報告ならびにお詫びを申し上げます。

2月定例会議において執行部から提出いたしました「滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案」のうち、一手数料につきまして、国の政令に基づいて改正すべきところ、県が独自に定めるものと誤認し、本来設定すべき額とは異なる額で議案を提出していたことが判明いたしました。

当該改正条例の施行は、今年の10月1日からであり、誤った額での徴収には至っておりませんが、二元代表制の一翼を担う県議会に対しまして、誤った内容の議案を提出し、審議をお願いするという事は、あってはならないことであり、議員各位ならびに県民の皆様にも多大なるご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

また、昨年度来、計量法違反をはじめ、県の不適切な事務処理が相次いでおります。

議案の誤りに関しましては、議長、副議長から、申し入れをいただくなど、県民の皆様の県政への信頼を損ねることになりかねない事態として、大変、重く受け止めております。

改めて、私たち幹部含め、職員ひとり一人が、基本に立ち返った事務執行を徹底し、緊張感を持って職務に取り組むとともに、小さなミスを見逃さず、機敏に反応できる組織づくりに努めることで、県庁全体のチェック機能を高め、再発防止を図ってまいります。

併せて、職員が萎縮することなく、県政の課題に前向きに取り組める職場づくりにも努めてまいります。

また、今回、10 数年ぶりに県ホームページの再構築を行いましたところ、見られない、分かりにくいといった不具合が発生し、現在も解消には至っておらず、多くの皆様に大変なご不便をおかけしていること、重ねてお詫び申し上げます。

現在、庁内に緊急対策チームを設け、急ぎ対応が必要な点については、6 月中を目途に全庁的な改善作業を進めております。

また、その後におきましても、県の顔ともいべきホームページが、より見やすく、使いやすくなるよう、専門家の方や県民の皆様からご意見をいただく場を設定し、継続して必要な改善を進めてまいります。

それでは、6 月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題等につきまして、「健康しが」の観点から、大きく 3 点述べさせていただきます。

まず、「人の健康」、とりわけ、子どもの命と安全を守る対策について申し上げます。

さる 5 月 8 日に大津市大萱で発生した、園児を巻き込んだ大変痛ましい交通事故から、1 ヶ月が経過しました。

県では、この事故を受け、直ちに、市町や関係機関に対しまして、就学前児童の安全確保に関する文書を発出するとともに、県民の皆様にも交通安全の取組を呼びかけてまいりました。

また、事故に遭われた園児やその保護者、保育士の方々の心のケアの

対応として、大津市とも協力しながら、臨床心理士の派遣を継続的に行うとともに、事故現場である大萱6丁目交差点におきまして、防護柵の設置や、交差点のコンパクト化の工事を進めております。

併せて、県管理の交差点のうち、交通量が多い約600箇所において、緊急安全確認を行うとともに、先般の国への政策提案におきましては、園児等の交通安全確保に関する緊急要望も行ったところでもあります。

今後、緊急安全確認の結果や、国の対応状況等も踏まえながら、交通事故防止に向けた追加の対策について、早急に検討してまいります。

また、5月28日には、川崎市の路上で通学中の児童らが刃物で襲われるという大変痛ましい事件が発生いたしました。

この事件を受けまして、県では、「登下校防犯プラン」に基づく取組の再確認を行うとともに、さる6月1日には、私も参加しております「日本創生のための将来世代応援知事同盟」の大津市で開催されたサミットにおいて、これらの痛ましい事故や事件を重く受け止め、将来を担う大切な子どもの命を、社会全体で守るという認識のもと、それぞれの知事が先頭に立って、子どもの安全確保に向けた対策に全力で取り組むことを緊急声明として発表したところです。

子どもの命と安全を守る上においては、児童虐待への対応も喫緊の課題であります。

現在、国会において、子どもへの体罰禁止や児童相談所の体制強化策などを柱とした児童虐待防止関連法の改正が審議されておりますが、本県におきましても、本年4月から、大津・高島子ども家庭センターに、新たに一時保護所を開設し、子どもの安全確保に向けた体制の強化を図るとともに、児童福祉司を育成するための県独自の研修プログラムを開

始し、職員の資質の向上を図っているところであります。

加えて、今後、新たな児童虐待防止対策マニュアルを策定する中で、市町との連携のルール化を進め、児童虐待への対応力の強化を図るとともに、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童相談所の体制強化等の取組につきましても着実に推進してまいります。

こうした中にありましても全国では、尊い、幼い命が失われる、奪われる、とても悲しい虐待事象が発生しております。

これらの事象を他の団体での出来事として済ませず、しっかりと本県に置き換えて考え、改めて警察や市町等の関係機関との連携を確認してまいります。

さらに、他団体での好事例を積極的に取り込みながら、現場スタッフとの対話も重ね、職員のモチベーションやスキルアップにつなげることで、児童虐待への対応力をさらに高めてまいります。

一方で、次代を担う子どもたちを、事故や犯罪から守り、県民誰もが、安全・安心に暮らすことができる社会をつくり上げていくことは、県の方だけではなし得ません。

国や市町、関係機関との連携はもとより、県民の皆様のご理解・ご協力も仰ぎながら、引き続き、しっかり取組を進めてまいります。

次に、「社会の健康」、とりわけ「世界との関わり」について申し上げます。

まず、改正入管法の施行に伴う「外国人材の受入れ」への対応であります。4月1日から大津市内に「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を開設し、行政書士等の専門アドバイザーによる訪問相談や、県内

各地での出張相談会の開催など、人手不足で困っておられる県内の企業や事業所が、円滑かつ適切に外国人材を受け入れられるよう支援を実施しております。

また、多文化共生の観点からは、県内の外国人人口が増加し、多国籍化する中で、幅広い相談に多言語で応じることができるよう、4月1日から滋賀県国際協会の外国人相談窓口の体制を拡充し、「しが外国人相談センター」として運営をスタートしたところです。

併せて、5月21日の国への政策提案では、法務大臣に対しまして、地方の外国人材の受入れ支援や、環境整備に係る財政措置等について要望いたしました。

今後とも、国や市町等の関係機関と連携を密にしながら、多様な人材が活躍できる共生社会の実現を目指して、さらに取組を進めてまいります。

また、世界とのつながりという面では、中国との交流を新たなステージに発展・深化させるため、来月7月18日に、湖南省長沙市の「長沙高新区国際科学技術ビジネスプラットフォーム」内に「滋賀県誘客経済促進センター」を開設する運びとなりました。

これまでの湖南省との友好交流事業に加え、今後は、中国全土へ向けまして、新センターを拠点に、特に観光インバウンドや経済、貿易の分野に関して、一層力を注いでまいるとともに、同じ建物内に入居する欧米や東南アジアなど、20余りの国や地域の機関と連携・交流を深める中で、世界へ向けて、滋賀の強みや魅力をしっかり発信してまいります。

また、本県の魅力を世界の多くの方々に知っていただき、本県の観光インバウンドにつなげていくためには、世界文化遺産の「比叡山延暦寺」

をはじめとする豊富な歴史的・文化的資産や、「琵琶湖」を中心とする豊かな自然や景観など、本県が有する資源に一層磨きをかけ、しっかり発信していくことが重要であると考えます。

明日、13日からは、特に、訪日外国人が多く訪れる京都において、本県の魅力や価値観を発信する「そこ滋賀」プロジェクトを開始することとしております。

こうした取組によりまして、本県の歴史的な魅力を、ストーリーで紡ぎながら、滋賀での「心を動かす体験」「心に残る交流」を、世界に届けてまいりたいと考えております。

最後に、「自然の健康」について申し上げます。

琵琶湖におきましては、湖底の生物や水質にとって重要な全層循環が、今年、北湖の一部水域で、観測史上初めて確認できない事態となりました。

このことは、湖底付近に溶存酸素を十分供給できなかったことを意味しており、例年、春から秋に起こる底層の溶存酸素量の減少の結果、今年湖底に生息する生物に影響が生じないか懸念されます。

この事態に対しまして、琵琶湖環境科学研究センターの監視調査を従前よりも強化し継続調査する中、4月まで北湖湖底の一部に見られていた溶存酸素量が特に少ない水域が、5月中旬には解消し、溶存酸素量の上昇と湖底のイサザやスジエビの生存が確認できました。

このように現時点では、湖底の生物などに特段の影響は見られないものの、例年とは異なる状況に変わりはないことから、引き続き、琵琶湖の健康に注視してまいります。

また、「自然の健康」を維持するためには、琵琶湖を取り巻く「やまの健康」にもしっかり目を向けていく必要があります。

本県では、森林資源が充実し、いよいよ伐採適期を迎え、今後、ますます木材生産量の増加が見込まれております。

一方、台風等の自然災害による風倒木処理や、放置林対策などの喫緊の課題に加え、林業従事者は、年々、減少と高齢化が進んでおり、一人当たりの労働生産性が低い状態であるほか、新たな森林経営管理制度の中心的役割を担う市町職員の専門技術の向上という面でも課題があります。

こうした課題に対応するため、新たな森林・林業の人材育成を目的とした「滋賀もりづくりアカデミー」を、本日、開設いたします。

このアカデミーでは、既存の研修プログラムを再編し、「既就業者」、「新規就業者」、「市町職員」を対象に、林業に携わりながら山村の暮らし方を学ぶ特色あるカリキュラムを、企業や大学等とも連携しながら運営していくこととしており、他府県にはない、滋賀らしい取組となるよう工夫してまいりたいと考えております。

こうした独自の取組によりまして、今後の森林・林業、農山村を一体的に考える、「やまの健康」の実現に寄与できる人材の育成を図り、令和3年の第72回全国植樹祭の開催に向けまして、「森-川-里-湖」のつながりを意識した森づくりの機運を盛り上げるとともに、あおく輝く琵琶湖と、健全で緑豊かな森林を次の世代へ持続的につなげるよう取り組んでまいります。

今一つ、「世界農業遺産プロジェクト」の状況について申し上げます。

昨年6月、県内市町、関係団体等の皆様とともに、「琵琶湖と共生してきた農林水産業」を「森・里・湖に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として、農林水産省に申請しました。本年2月には、これが「日本農業遺産」に認定され、さらに「世界農業遺産」の候補地としても認められたところです。

今年の秋頃には、国連食糧農業機関に認定申請を行い、その後、現地審査が行われる予定となっております。

折しも、さる5月13日には、びわ湖ホールで、本県を含め、約20カ国、600名の参加のもと、農林水産省主催の「気候変動に対応する農業技術国際シンポジウム」が開催されました。

シンポジウムでは、各国に向けまして、日本一の取組面積を誇る「環境こだわり農業」、そして「琵琶湖システム」を次世代へつなげ、発展させていくことが滋賀ならではの気候変動への解決策である、とご紹介いたしましたところ、大きな反響をいただき、ご臨席された吉川農林水産大臣からは、「滋賀県は、環境と調和した農業の先進県」との高い評価をいただきました。

世界農業遺産の認定に向けまして、引き続き、生産者はもとより、滋賀の農業や漁業を応援してくださる全ての方々と一緒に、「琵琶湖と共生する農林水産業」について様々な機会を通じて発信するとともに、「次の世代への贈り物」として、しっかりと引き継いでまいりたいと考えております。

また、こうした発信を通じまして、県産物の安全・安心のPRと、滋賀のブランド力の強化、観光資源としての活用等につなげることで、県民の皆様が滋賀の農林水産業の価値に気づく契機としてまいります。

それでは、提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、
議第 134 号は、一般会計の補正予算でございます。

先ほど申し上げました、大津市大萱の交通事故に関連する対応のうち、保育士の心のケアや事故周辺道路での事故予防に向けた対策に係る経費のほか、国の国土強靱化対策等に係る内定を踏まえた道路関係公共事業などの経費の追加などにより、総額で、124 億 3,413 万 2 千円の増額補正を行おうとするものです。

次に、条例案件でございますが、
議第 135 号は、地方税法等の一部改正に伴い、滋賀県税条例等の一部を改正しようとするものです。

議第 136 号および議第 137 号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により手数料の標準額の一部が改正されたことを踏まえ、本県の手数料を改めようとするものです。

なお、議第 136 号につきましては、先ほど申し上げました、誤認し改正しました手数料についても、同時に、政令に基づく額に改めようとするものです。

議第 138 号は、道路構造令の一部改正に伴い、必要な規定の整備等を行おうとするものです。

議第 139 号は、土壌汚染対策法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものです。

議第 140 号は、琵琶湖漕艇場の施設の使用料の額および利用料金の上
限額を改定するとともに、再整備事業の実施に伴い、必要な規定の整備
を行おうとするものです。

次に、その他の案件でございますが、
議第 141 号は、契約の締結について、
議第 142 号および議第 143 号は、契約の変更について、
議第 144 号は、財産の取得について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。